

警察から情報提供に基づく特殊詐欺等の被害拡大防止の取組みについて

J Aバンク鹿児島（県内 13 J A 及び J A 鹿児島県信連）では、特殊詐欺等の撲滅に向けて、鹿児島県警察本部および九州財務局鹿児島財務事務所との「特殊詐欺の被害防止に関する協定」に基づき、「警察から情報提供に基づく特殊詐欺等の被害拡大防止の取組み」（不正利用口座情報の早期取得・広域連携）を開始いたしました。

具体的には、鹿児島県警ほか鹿児島県警が当該取組みで連携している県警が、被害申告を受理した特殊詐欺等事案の不正利用口座情報のうち、銀行名、店番、預金科目、口座番号、氏名(カナ)などが、関係金融機関へ翌営業日に共有されます。金融機関は振込済みのデータから不正利用口座への振込の有無を調査し、特殊詐欺等が疑われる取引などを検知した場合は警察に連携します。連携を受けた警察は特殊詐欺等の被害が懸念される方への接触を試み、被害拡大抑止を図ります。

また、不正利用口座データのうち氏名(漢字)、住所、生年月日なども共有し、金融機関が同一人物の可能性のある口座の有無を調査し警察に連携することで、口座不正利用の未然防止につなげます。

本取組みは、警察が保有する広域の不正利用口座情報を早期に取得することで、特殊詐欺等の被害発生や拡大を最小限にとどめ、口座不正利用の抑止に強力な効果をもたらすものです。

J Aバンク鹿児島は、これらの取組みを推進することで、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺等の被害を防止し、犯罪行為から組合員等利用者の大切な資産を守るよう努めてまいります。

以 上

---

2025 年 10 月 14 日